

令和7年度 町民税・県民税（国民健康保険税）申告書の書き方

- ◆ ご自身で申告書を記入される方は、こちらを参考にいただき、郵送で提出してください。
- ◆ インフルエンザウイルス等の感染症予防のため、できる限り郵送での提出にご協力願います。
- ◆ 申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。また、申告書提出の際は、番号確認及び本人確認が必要となります。マイナンバーカード又は通知カード及び本人確認書類（運転免許証等）の提示をお願いします（郵送の場合はコピーを添付してください）。
- ◆ 申告期限は**3月14日（金）**です（郵送の場合は必着）。未申告の場合、各種証明書（所得証明書等）の発行を受けられないほか、国民健康保険に加入されている方が一人でも未申告だと、軽減対象世帯であっても対象外となりますので、忘れずに申告いただきますようお願いいたします。

【表面】「1 収入金額等」、「2 所得金額」について

「1 収入金額等」のア～コに収入金額を、サ・シに 1/2 をする前の金額（収入－必要経費－特別控除額を計算した額）を記入してください。「2 所得金額」の①～⑪に計算した所得金額を記入してください。

記入欄		所得の種類		内容	所得金額の計算方法
収入	所得				
ア	①	事業	営業等	卸売業、小売業、飲食業、製造業、建設業、サービス業、医師、弁護士、保険外交員、大工、漁業などの事業等から生じる所得	収入金額－必要経費 ◎ 収支内訳書（国税庁ホームページからダウンロード又は窓口で配布）を使って計算してください。
イ	②		農業	農産物の生産・果実の栽培などの事業から生じる所得	
ウ	③	不動産		地代・家賃・権利金などの所得	
エ	④	利子		公社債・預貯金などの利子等の所得	収入金額
オ	⑤	配当		株式や出資の配当などの所得	収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子
カ	⑥	給与		給与、アルバイト・パート収入などの所得	収入金額－給与所得控除額 ※ 4頁の表から計算してください。
キ	⑦	雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給（一時恩給を除く）などの所得 ◎ 遺族年金、障害年金は非課税のため記入不要	収入金額－公的年金等控除額 ※ 4頁の表から計算してください。
ク	⑧		業務	シルバー人材センター分配金、原稿料、講演料又はインターネットオークションでの個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得	業務に係る雑所得の収入金額－必要経費
ケ	⑨		その他	他の所得にあてはまらない所得（個人年金など）	その他の雑所得の収入金額－必要経費
コ	⑩	総合譲渡	短期	保有期間が5年以内 ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、漁業権、貴金属などの資産の売却等から生ずる所得	収入金額－必要経費－特別控除(上限50万円)
サ			長期	保有期間が5年を超える	
シ		一時	生命保険契約に基づく一時金、損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金などの所得	(収入金額－必要経費－特別控除(上限50万円))×1/2	

分離課税となるもの

所得の種類	内容	所得金額の計算方法
土地・建物等の譲渡	土地・建物等の資産の譲渡から生じる所得	収入金額－必要経費（取得費＋譲渡費用）－特別控除
株式等の譲渡	株式、出資金等の有価証券の売却から生じる所得	収入金額－必要経費（取得費＋譲渡費用＋負債利子等）
先物取引	先物取引による利益	収入金額－委託手数料など
山林所得	山林(立木)を伐採し売った場合に生ずる所得 ◎ 取得後5年を超えて売ったものが対象になります。5年以内に売ったものは上記の「事業」又は「雑」所得になります。	収入金額－必要経費－特別控除
退職所得	退職金、一時恩給などの所得	(収入金額－退職所得控除)×1/2

【表面】「3所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4所得から差し引かれる金額」について

種 類	控 除 額																				
⑬社会保険料控除	支払った又は給与・公的年金から天引きされた社会保険料の合計額 例) 国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料・厚生年金保険料・雇用保険料等																				
⑭小規模企業共済等掛金控除	支払った金額 例) 小規模企業共済法に基づく掛金・心身障害者扶養共済掛金等																				
⑮生命保険料控除	支払った一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料からそれぞれ下の表により計算した控除額の合計 【合計限度額 70,000円】 (1) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約について(旧制度) 「一般生命保険料」「個人年金保険料」の2区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下のとき</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下のとき</td> <td>(支払保険料×1/2)+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え70,000円以下のとき</td> <td>(支払保険料×1/4)+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超えるとき</td> <td>35,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> (2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約について(新制度) 「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」の3区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下のとき</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下のとき</td> <td>(支払保険料×1/2)+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下のとき</td> <td>(支払保険料×1/4)+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超えるとき</td> <td>28,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> (3) (1)と(2)の両方がある場合 「一般生命保険料」及び「個人年金保険料」の2区分については旧制度と新制度でそれぞれ計算した控除額(限度額28,000円)、又は旧契約のみで計算した控除額(限度額35,000円)のいずれか大きい金額になります。	支払額	控除額	15,000円以下のとき	支払保険料の全額	15,000円を超え40,000円以下のとき	(支払保険料×1/2)+7,500円	40,000円を超え70,000円以下のとき	(支払保険料×1/4)+17,500円	70,000円を超えるとき	35,000円(限度額)	支払額	控除額	12,000円以下のとき	支払保険料の全額	12,000円を超え32,000円以下のとき	(支払保険料×1/2)+6,000円	32,000円を超え56,000円以下のとき	(支払保険料×1/4)+14,000円	56,000円を超えるとき	28,000円(限度額)
支払額	控除額																				
15,000円以下のとき	支払保険料の全額																				
15,000円を超え40,000円以下のとき	(支払保険料×1/2)+7,500円																				
40,000円を超え70,000円以下のとき	(支払保険料×1/4)+17,500円																				
70,000円を超えるとき	35,000円(限度額)																				
支払額	控除額																				
12,000円以下のとき	支払保険料の全額																				
12,000円を超え32,000円以下のとき	(支払保険料×1/2)+6,000円																				
32,000円を超え56,000円以下のとき	(支払保険料×1/4)+14,000円																				
56,000円を超えるとき	28,000円(限度額)																				
⑯地震保険料控除	(1) 地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>25,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> (2) 旧長期損害保険(保険期間が10年以上のもので、満期返戻金の特約のあるもの) ※平成18年12月31日までに契約してあるものに限ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円までの場合</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え15,000円までの場合</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>10,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> (3) (1)と(2)の両方がある場合 それぞれの計算で算出して求めた控除額の合計(限度額25,000円)	支払額	控除額	50,000円以下の場合	支払った保険料×1/2	50,000円を超える場合	25,000円(限度額)	支払額	控除額	5,000円までの場合	全 額	5,000円を超え15,000円までの場合	支払った保険料×1/2+2,500円	15,000円を超える場合	10,000円(限度額)						
支払額	控除額																				
50,000円以下の場合	支払った保険料×1/2																				
50,000円を超える場合	25,000円(限度額)																				
支払額	控除額																				
5,000円までの場合	全 額																				
5,000円を超え15,000円までの場合	支払った保険料×1/2+2,500円																				
15,000円を超える場合	10,000円(限度額)																				
⑰寡婦控除	「⑮ひとり親控除」に該当しない方のうち、子以外の扶養親族を持つ夫と死別・離別した婦人又は扶養親族がおらず夫と死別した婦人。いずれも合計所得金額500万円以下の方 260,000円																				
⑱ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(合計所得金額が48万円以下)を有する単身者で合計所得金額500万円以下の方 300,000円																				
⑲勤労学生控除	本人が勤労学生である場合 260,000円 ※勤労学生控除とは、納税義務者が高等学校・大学・一定の各種専門学校(学生、生徒)であり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合に認められます。																				
⑳障害者控除	本人や配偶者その他の扶養親族が、障害者や特別障害者である場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者(特別障害者以外の方)</td> <td colspan="2">260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td colspan="2">300,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td colspan="2">530,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※「扶養親族」には16歳未満の方も含まれます。 ※障害者とは、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、戦傷病手帳の交付を受けている方など、精神や身体に障害のある方のことです。 ※特別障害者とは、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であると記載されている方など、障害者のうち特に重度の障害のある方のことです。 ⇒障害者、特別障害者の判定は、障害者手帳等を提示していただき、確認することになります。 <介護保険認定者>の障害者控除について 介護保険にて要介護認定を受けている本人又はその方を扶養されている方は、障害者控除を受けることができます。この場合は、山元町が発行する認定書を提示してください。	区分	控除額		本人	控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)	障害者(特別障害者以外の方)	260,000円		特別障害者	300,000円		同居特別障害者	530,000円							
区分	控除額																				
	本人	控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)																			
障害者(特別障害者以外の方)	260,000円																				
特別障害者	300,000円																				
同居特別障害者	530,000円																				

種 類	控 除 額																																									
⑳～㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	(1) 配偶者控除 合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族とされる者、青色・白色専従者として給与支払を受ける者を除く。(2)も同様）がいる方																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税義務者（扶養者）の合計所得</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>70歳未満の配偶者</th> <th>70歳以上の配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得金額900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額1,000万円超</td> <td colspan="2">適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者（扶養者）の合計所得	控除額		70歳未満の配偶者	70歳以上の配偶者	合計所得金額900万円以下	33万円	38万円	合計所得金額900万円超 950万円以下	22万円	26万円	合計所得金額950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	合計所得金額1,000万円超	適用なし																									
	納税義務者（扶養者）の合計所得		控除額																																							
		70歳未満の配偶者	70歳以上の配偶者																																							
	合計所得金額900万円以下	33万円	38万円																																							
	合計所得金額900万円超 950万円以下	22万円	26万円																																							
	合計所得金額950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円																																							
	合計所得金額1,000万円超	適用なし																																								
	(2) 配偶者特別控除 合計所得金額が48万円を超える生計を一にする配偶者がいる方。配偶者の合計所得金額（A）に基づき、次の表で求めた金額																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者（被扶養者）の合計所得（A）</th> <th colspan="3">納税義務者（扶養者）の合計所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>950万円以下</th> <th>1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001～1,000,000</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td rowspan="2">11万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001～1,050,000</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001～1,100,000</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001～1,150,000</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001～1,200,000</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001～1,250,000</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001～1,300,000</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001～1,330,000</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001～</td> <td colspan="3">適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者（被扶養者）の合計所得（A）	納税義務者（扶養者）の合計所得			900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	480,001～1,000,000	33万円	22万円	11万円	1,000,001～1,050,000	31万円	21万円	1,050,001～1,100,000	26万円	18万円	9万円	1,100,001～1,150,000	21万円	14万円	7万円	1,150,001～1,200,000	16万円	11万円	6万円	1,200,001～1,250,000	11万円	8万円	4万円	1,250,001～1,300,000	6万円	4万円	2万円	1,300,001～1,330,000	3万円	2万円	1万円	1,330,001～	適用なし	
配偶者（被扶養者）の合計所得（A）	納税義務者（扶養者）の合計所得																																									
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下																																							
480,001～1,000,000	33万円	22万円	11万円																																							
1,000,001～1,050,000	31万円	21万円																																								
1,050,001～1,100,000	26万円	18万円	9万円																																							
1,100,001～1,150,000	21万円	14万円	7万円																																							
1,150,001～1,200,000	16万円	11万円	6万円																																							
1,200,001～1,250,000	11万円	8万円	4万円																																							
1,250,001～1,300,000	6万円	4万円	2万円																																							
1,300,001～1,330,000	3万円	2万円	1万円																																							
1,330,001～	適用なし																																									
※ 納税義務者の合計所得が1,000万円を超えるときは控除できません。ただし、合計所得48万円以下の配偶者がいる場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」欄にシ点を記入してください。																																										
㉒ 扶養控除	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族（他の納税義務者の扶養親族とされる者、青色・白色専従者として給与支払を受ける者を除く）がいる方																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">70歳以上 (昭和29年1月1日以前生まれ)</td> <td>本人又はその配偶者の直系尊属で、かつ同居している場合</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">69～23歳 (昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ)</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">22～19歳 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">18～16歳 (平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ)</td> <td>330,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢		控除額	70歳以上 (昭和29年1月1日以前生まれ)	本人又はその配偶者の直系尊属で、かつ同居している場合	450,000円	その他の場合	380,000円	69～23歳 (昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ)		330,000円	22～19歳 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)		450,000円	18～16歳 (平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ)		330,000円																								
	年齢		控除額																																							
	70歳以上 (昭和29年1月1日以前生まれ)	本人又はその配偶者の直系尊属で、かつ同居している場合	450,000円																																							
		その他の場合	380,000円																																							
	69～23歳 (昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ)		330,000円																																							
	22～19歳 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)		450,000円																																							
18～16歳 (平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ)		330,000円																																								
※ 平成20年1月2日以後に生まれた方（16歳未満の扶養親族）には控除は適用されませんが、非課税を判定する際に考慮しますので、扶養されている場合は忘れずに申告してください。																																										
㉓ 基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下 430,000円																																									
	合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下 290,000円																																									
	合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下 150,000円																																									
	合計所得金額が2,500万円超 適用なし																																									
㉔ 雑損控除	次のいずれか多い方の金額																																									
	① (損失の金額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額)－5万円																																									
㉕ 医療費控除	・医療費控除 【限度額 200万円】 (支払った医療費－保険等により補てんされた金額) －{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか少ない方の金額}																																									
	・セルフメディケーション税制 【限度額8万8千円】 (対象のスイッチOTC医薬品の購入費用－保険等により補てんされた金額)－1万2千円 ※ 健康の保持推進及び疾病の予防への一定の取組を行っていることが要件になります。																																									

【裏面】「12別居の扶養親族等に関する事項」について

【表面】㉒扶養控除のうち、別居の扶養親族等がいる場合に氏名、個人番号及び住所を記入してください。また、扶養親族等が日本国外に居住している場合は、「国外居住」に○を付け、その右欄の該当する事項にシ点を記入し、確認書類（親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類）を添付してください。

【裏面】「14寄附金に関する事項」について

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。
※ 住民税の申告書を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請は無かったものとみなされ、寄附金税額控除は適用されませんので「都道府県、市区町村分（特例控除対象）」欄に寄附した金額を記入してください。

★町・県民税の計算方法

(1) 収入金額 - 必要経費 = 所得金額

(2) 所得金額 - 所得控除 = 課税標準額

(3) (課税標準額 × 税率) - 税額控除 = 所得割額

※ 税率は、町民税6%、県民税4%

(4) 所得割額 + 均等割額 = 町・県民税額

※ 均等割額は、町民税 3,000 円、県民税 2,200 円

※ 町・県民税額のほか、令和6年度から森林環境税 1,000 円が加算されます。

【給与所得の計算方法】及び【公的年金等の所得の計算方法】

(1) 給与所得の計算

A 給与等の収入金額	
------------	--

申告書の「1 収入金額等」の「カ」にAの金額を転記してください。

Aの金額	給与所得	
～550,999 円	0 円	
551,000 円 ～1,618,999 円	A-550,000 円	円
1,619,000 円 ～1,619,999 円		1,069,000 円
1,620,000 円 ～1,621,999 円		1,070,000 円
1,622,000 円 ～1,623,999 円		1,072,000 円
1,624,000 円 ～1,627,999 円		1,074,000 円
1,628,000 円 ～1,799,999 円	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	B × 2.4 + 100,000 円 円
1,800,000 円 ～3,599,999 円	B ,000 円	B × 2.8 - 80,000 円 円
3,600,000 円 ～6,599,999 円		B × 3.2 - 440,000 円 円
6,600,000 円 ～8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円	円
8,500,000 円～	A - 1,950,000 円	円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の「2 所得金額」の「⑥」に転記してください。

(2) 公的年金等(雑所得)の計算

A 公的年金等の収入金額	
--------------	--

申告書の「1 収入金額等」の「キ」にAの金額を転記してください。

●昭和34年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)

Aの金額	公的年金等の雑所得
～600,000 円	0 円
600,001 円 ～1,299,999 円	A - 600,000 円 円
1,300,000 円 ～4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円 円
4,100,000 円 ～7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円 円
7,700,000 円 ～9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円 円
10,000,000 円～	A - 1,955,000 円 円

●昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)

Aの金額	公的年金等の雑所得
～1,100,000 円	0 円
1,100,001 円 ～3,299,999 円	A - 1,100,000 円 円
3,300,000 円 ～4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円 円
4,100,000 円 ～7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円 円
7,700,000 円 ～9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円 円
10,000,000 円～	A - 1,955,000 円 円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「2 所得金額」の「⑦」に転記してください。

【所得金額調整控除】

下記に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

① 給与等の収入が850万円を越え、次の1～3のいずれかに該当する場合

1. 本人が特別障害者に該当する。
2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

控除額 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円)

【問合せ先】

山元町役場 税務課
TEL 0223 - 37 - 1114

【郵送・提出先】

〒989-2292
山元町浅生原字作田山32
山元町役場 税務課